

平成二十三年八月四日提出
質問第三七三号

韓国政府による自由民主党議員に対する入国拒否措置についての日本政府の姿勢に関する質問

主意書

提出者 今津 寛

373

韓国政府による自由民主党議員に対する入国拒否措置についての日本政府の姿勢に関する質問

主意書

本年八月一日、韓国領鬱陵島を視察するため、韓国に向かった自由民主党議員三人が、空港において入国を拒否され、同日中に帰国した。本件に関し枝野官房長官は「極めて遺憾であると申し入れ、入国を認めるよう再考を求めている」と発言した。また、本年八月一日付外務省報道資料には、松本外務大臣が申駐日韓国大使に「極めて遺憾」「措置の再考」を申し入れたことが記載されている。これを踏まえ、以下、質問する。

一 今回の事態を政府はどのように認識しているか。

二 前記の枝野官房長官による「極めて遺憾であると申し入れ、入国を認めるよう再考を求めている」との発言は、政府の統一見解であったのか。

三 前記の外務省報道発表に記載されている内容は、政府の統一見解であったのか。

四 今回の我が国の国会議員に対する、正当な理由を欠く韓国政府による入国拒否措置についての菅総理の認識を伺いたい。

五 今回の事態を踏まえ、我が国政府は韓国政府に具体的にどのような対処していくのか。

六 我が国固有の領土である竹島を不法占拠している韓国政府に対し、我が国政府は今後どのようなメッセージを発していくのか。

右質問する。